

○右 ○右 ○右 ○右 ○右 ○右 ○右  
同 同 同 同 同 同 同  
(県西北地域) 同 同 同 同 同 同  
同 : 七 同 : 六 同 : 六 同 : 六 同 : 五  
(東青地  
同 : 六 同 : 六 同 : 六 同 : 六 同 : 五  
農村整備課 : 三  
(会計管理課) : 三  
○建設業者の許可の取消し  
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示  
○県営土地改良事業計画の決定  
○普通特種自動車（中型ノンステップバス）の交換に係る一般競争入札  
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退

## 公 告

○救急病院の設置  
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定  
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退

## 告 示

(医療薬務課) : 一  
(高齢福祉課) : 一  
(同) : 二  
(障害福祉課) : 二

令和五年  
八月四日  
(金曜日)

## 青森県告示第四百九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次とのおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前脳卒中・リハビリテーションセンターラー	弘前市大字扇町一丁目二の一	令和八年八月四日

## 青森県告示第四百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行なう者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

中部上北広事業組合	氏名称又は名前	指定居宅サービス事業者	類別	居宅サービスの種別	居宅サービス事業を行なう事業者	所 在 地	年指定期月日定
上北郡七戸町字蛇坂五五の八	主たる事務所の所在地又は住所の所在地	青森県訪問看護ステーション	居宅サービス事業を行なう事業者	青森県知事	宮 下 宗 一郎	青森県	令和八年八月四日
上北郡七戸町字影津内九八の一字	主たる事務所の所在地又は住所の所在地	青森県立七戸病院	居宅サービス事業を行なう事業者	青森県知事	宮 下 宗 一郎	青森県	令和八年八月四日
五・一	主たる事務所の所在地又は住所の所在地	青森県立七戸病院	居宅サービス事業を行なう事業者	青森県知事	宮 下 宗 一郎	青森県	令和八年八月四日

## 青森県報

第六百四十五号

告 示

## 青森県告示第四百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行ふ者を指定したので、同法第二百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮下宗一郎

氏名 称又 名	指定介護予防サービス 業者	所在地又は住所の 主たる事務所の 所在	介護予防サ ービスの種類	介護予防サ ービス事業を 行う事業所の 名称	年月日
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	介護予防サ ービス	介護予防サ ービス事業を 行う事業所の 名称	令和 五・八・一
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六の一	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六の一	訪問看護 介護予防	院訪問看護 上北郡七戸町字影津内九八の一	年月日
	ツクイ弘前テーション	弘前市大字駅前二丁目二の三	訪問看護 介護予防	上北郡七戸町字影津内九八の一	令和 五・八・一

## 青森県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 統合仮想化基盤機器等 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市新町二丁目四の三〇
- 四 契約の方法  
随意契約  
契約の相手方を決定した日  
令和五年七月十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

## 公 告

## 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
なごみ薬局	八戸市田向五丁目一七の二六	五・七・三
おおの薬局	青森市高田字川瀬三一六の四	五・六・三〇
高田中央薬局	青森市高田字若宮一九〇の一八	五・八・三
すずらん調剤薬局浪館店	青森市浪館前田三丁目二二の九	五・八・三
青森市浪館前田三丁目二二の九	青森市大野字若宮一九〇の一八	五・七・三

ネットワンシステムズ株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目七の二 J-Pタワー  
六 契約金額  
五百五十七万九千三百十円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年一月一日から令和十年十二月三十日である。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、三か月相当分である。)

### 七 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

### 八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、蓬田第一地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和五年八月七日から同年九月四日まで

三 縦覧の場所  
蓬田村役場

普通特種自動車（中型ノンステップバス）の交換に係る一般競争入札  
次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二年政令第十六号）第一百六十七條の六の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

普通特種自動車（中型ノンステップバス）一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

### 二 納入期限

令和六年三月二十七日

### 三 納入場所

入札説明書による。

### 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第二百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

### 2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和五年八月二十五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対しても書面により別途通知する。

### 3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七一七三四一九一〇四

## 六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

### 1 日時

令和五年九月十四日（時間は、入札説明書による。）

青森市長島一丁目一の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 ○一七一七三四一九一〇四

### 2 場所

青森市長島一丁目一の一

### 3 場所

青森県庁舎 会計管理課入札室

### 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

### 5 契約書の取り交わしの時期

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた場合には、当該契約を締結しない。

### 6 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換金に係る最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

### 7 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

### 8 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 9 提出部数

二部

### 10 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

#### SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
 One (1) Medium-Sized Low-floor Bus (exchage purchase)

2 Time limit for tender:

14 September, 2023

(Please refer to the bid manual for the start time)

3 Contact point for the notice:  
 Accountants Management Division  
 Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government  
 1-1-1 Nagashima  
 JAPAN  
 TEL 017-734-9104

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮下宗一郎

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

一 商号又は名称 株式会社フロントツプ  
 二 代表者の氏名 松橋史典  
 三 主たる営業所の所在地 青森市吉館一丁目一〇の一七  
 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇九八五号  
 五 取消年月日 令和五年六月八日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県知事 宮下宗一郎

一 商号又は名称 丸朋堀川建設株式会社  
 二 代表者の氏名 小田島直樹

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社プロテック

二 代表者の氏名 戸館由信

三 主たる営業所の所在地 青森市大字諫訪沢字岩田四六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇九四〇号

五 取消年月日 令和五年六月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事實

八木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

九 取消しの原因となつた事實

十 和五年六月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社下館組

二 代表者の氏名 下館信悦

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字鰐苗代一二の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第二一一〇号

五 取消年月日 令和五年六月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事實

八木工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

九 取消しの原因となつた事實

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一二七二九号

一 商号又は名称 有限会社ミウラ電技

二 代表者の氏名 三浦敏弘

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町五六

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一二七二九号

五 取消年月日 令和五年六月二十三日  
六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事實  
令和五年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和五年八月四日

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和五年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

一 商号又は名称 有限会社大衛油圧

二 代表者の氏名 大塚次男

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館四丁目七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第三〇〇一五九号

五 取消年月日 令和五年六月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和五年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社田中総建

二 代表者の氏名 田中英行

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町沢部二四六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第四〇〇四二三三号

五 取消年月日 令和五年六月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和五年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社サンセイ住設
  - 二 代表者の氏名 川浪充晴
  - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字姥蒼字桜木二八八の二〇
  - 四 許可番号 青森県知事許可（特一一二）第一二二四四号
  - 五 取消年月日 令和五年六月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しの原因となつた事実
- 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る特定建設業の許可

(発行所  
青森市長・島一丁人)  
森目一番一  
県号

(印刷所  
青森市第二間奥印刷株式会社  
東奥印刷三丁目一  
番七号)

定価小口一枚三付十八円九十九銭  
毎週月・水・金曜日発行